(1)

毎週火・金曜日発行

第 四三 믕

平成十四年十二月二十四日 (火曜日)

告

平成十五年、平成十六年及び平成十七年における島 根県立中央病院の医療廃棄物等処理業務の委託契約 医 療 対 策 課

に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加資格等

報

央病院の設備運転管理業務の委託契約に係る指名競

争入札の参加資格等

保安林の指定 (三件)

漁業災害補償法の規定に基づく同意

土地収用法の規定に基づく事業の認定

都市計画事業の認可

公

使用者委員及び労働者委員の候補者の推薦期間

建設業法の規定に基づく営業の停止

開発行為に関する工事の完了

選管告示

する法律に規定する有権者数

目 次 平成十五年度及び平成十六年度における島根県立中

(漁 (森 林 課

業 理 六 Ξ

地 策 六

用

都

市

画

課

七

策 課 課

管 (労

働

政

理 九八八

市 計 画 課

都

地方自治法並びに地方教育行政の組織及び運営に関

九

0

0

告

示

島根県告示第千七十八号

業務の委託契約に係る一般競争入札又は、指名競争入札に参加する者に必要な資格、資格 平成十五年、平成十六年及び平成十七年における島根県立中央病院の医療廃棄物等処理

審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めたので、地方自治法施行令(昭和二十 |年政令第十六号)第百六十七条の五第二項(第百六十七条の十一第三項において準用す

る場合を含む。)の規定により告示する。

平成十四年十二月二十四日

資格審査の対象となる営業種目

島根県知事

澄

田

信

義

Ξ

一般廃棄物処理業

産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物処理業

一 資格審査の申請手続

提出書類

競争入札参加資格審査申請書

法人にあっては、 登記簿謄本

個人にあっては、 誓約書

営業経歴書

朩 審査基準日 (平成十四年十二月一日) 前一年における島根県税、

消費税に係る納税証明書 消費税及び地方

審査基準日の直前二年間の営業年度の財務諸表 (貸借対照表、損益計算書及び剰

申告書又は資産及び負債の状況を明らかにした書類

余金又は欠損金の処理状況を明らかにした書類をいう。

) (個人にあっては、青色

チ 印鑑証明書

営業に必要な許可、

認可等を受けていることを証する書類の写し

IJ 契約等に使用する印鑑についての届

ヌ 島根県との取引に当たって、代理人を定める場合は、委任状及び代理人となる者

誓約書

の誓約書

ヲ その他知事が必要と認める書類

書類の作成に用いる言語等

載したものには、日本語の訳文を付記し、又は添付すること 申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。その他の提出書類で外国語で記

定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること 金額欄は、出納官吏事務規程 (昭和二十二年大蔵省令第九十五号) 第十六条に規

(≡) 書類の提出先及び提出方法

(四) 書類の受付期間及び受付時間 島根県出雲市姫原四丁目一ノー 島根県立中央病院事務局総務課へ持参すること

1 受付期間 成元年島根県条例第九号)第一条第一項に規定する県の休日を除く。) 十五日から同年一月三十一日まで行う。(島根県の休日を定める条例(平 平成十五年一月十五日から同年一月三十一日まで及び平成十六年一月

П 受付時間
午前九時から午前十一時三十分まで及び午後一時三十分から午後四時 三十分までとする。

(五) 受付方法

事情聴取を行うものとする。

入札参加者の資格審査及び格付

付けするものとする。 資格審査においては、次に掲げる事項ごとに審査し、別に定める格付基準により格

- 1 審査基準日の直前二年間の年間平均営業実績高
- 審査基準日の直前決算における島根県との取引実績高
- 審査基準日の直前決算における自己資本の額
- = 審査基準日の直前決算における設備、機械器具等の所有状況
- 朩 審査基準日の前日における事業に従事する職員の数
- 審査基準日の前日までの営業年数
- 債の額で除して得た数値を百分率で表したものをいう。) 審査基準日の属する事業年度の前年度における流動比率 (流動資産の額を流動負

審査基準日の前日における許可業種と許可品目

格 付

区分	A 等 級	B 等 級
一般廃棄物処理業務	三十点以上	三十点未満
特別管理産業廃棄物処理業務産業廃棄物及び	三十五点以上	三十五点未満

申請書類用紙及び資格審査申請要領の交付期間及び交付時間並びに交付場所

交付期間及び交付時間

兀

- 交付時間 二四口に同じ。交付期間 二四イに同じ。

交付場所

出雲市姫原四丁目一ノー(島根県立中央病院事務局総務課とする。

五 入札参加資格の登録の有効期間

六 入札参加資格審査の結果の通知等

資格を認定されたときから平成十七年二月二十八日までとする。

庁舎の清掃業務及び警備業務の委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱 (昭和

資格審査の結果の通知、申請書の記載事項の変更届及び資格の認定の取消しについて

六十二年島根県告示第二百十一号) 第六条及び第八条から第十条までの規定の例によ

七 入札に参加できない者

- 特別の理由がある場合を除くほか、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない
- 者及び破産者で復権を得ない者
- () 次のイからへまでに該当すると認められる者で、その事実があった後二年間を経過 しない者(その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- 量に関して不正の行為をした者 契約の履行に当たり、故意に物品の製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数

П を得るために連合した者 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益

- 八 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- = 監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者

第1,431号

- 朩 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- 履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者 イからホまでのいずれかに該当する事実があった後二年を経過しない者を契約の
- 営業に関し、許可等を必要とする場合において、これを受けていない者

島根県税を滞納している者

消費税及び地方消費税を滞納している者

提出書類に故意に虚偽の事実を記載した者

(二四イ及び四一イの規定は、物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則 の特例を定める規則 (平成七年島根県規則第八十三号) 第二条第二項の規定による 人札参加資格審査については、適用がないものとする。 前記」に規定する入札参加資格審査により認められた入札参加資格は、特定調達契

政令第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約をいう。)に係る入札に参加す 約(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成七年 る場合に限り有効とし、その有効期間は、五の規定にかかわらず、当該認められた ときから平成十七年二月二十八日までとする。

九 その他

資格審査についての問い合わせは、 島根県立中央病院事務局総務課 (電話〇八五三 -

|||-五||(代) にすること。

島根県告示第千七十九号

て次のとおり定めたので、地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号) 第百六十七条 約に係る指名競争人札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の時期、方法等につい 平成十五年度及び平成十六年度における島根県立中央病院の設備運転管理業務の委託契

(3)

の十一第三項の規定により告示する。

平成十四年十二月二十四日

資格審査の対象となる営業種目

島根県知事

澄

田

信

義

ビルメンテナンス業

| 一 資格審査の申請手続

提出書類

入札参加資格審查申請書

法人にあっては、 登記簿謄本

営業経歴書

朩

審査基準日 (平成十四年一二月一日) における島根県税、消費税及び地方消費税

に係る納税証明書

個人にあっては、 誓約書

へ 審査基準日の直前二年間の営業年度の財務諸表 (貸借対照表、損益計算書及び剰 申告書又は資産及び負債の状況を明らかにした書類) 余金又は欠損金の処理状況を明らかにした書類をいう。)(個人にあっては、青色

 \vdash 営業に必要な許可、認可等を受けていることを証する書類の写し

チ 印鑑証明書

IJ 契約等に使用する印鑑についての届

ヌ 島根県との取引に当たって、代理人を定める場合は、委任状及び代理人になる者

の誓約書

ル 誓約書

ヲ その他知事が必要と認める書類

書類の作成に用いる言語等

申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。その他の提出書類で外国語で記

載したものには、日本語の訳文を付記し、 又は添付すること。

金額欄は、出納官吏事務規定(昭和二十二年大蔵省令第九十五号)第十六条に規

定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(≡) 書類の提出先及び提出方法

書類の受付期間及び受付時間 島根県出雲市姫原四丁目一ノー 年一月十五日から平成十六年一月三十一日まで(島根県の休日を定め 平成十五年一月十五日から平成十五年一月三十一日まで及び平成十六 島根県立中央病院事務局総務課へ持参すること。

る条例 (平成元年島根県条例第九号) 第一条第一項に規定する県の休 日を除く。

午前九時から午前十一時三十分まで及び午後一時三十分から午後四時

三十分まで

П

受付時間

(五) 受付方法

事情聴取を行うものとする。

Ξ 入札参加の資格審査及び格付

するものとする。 資格審査においては、 次に掲げる事項ごとに審査し、別に定める格付基準による格付

(六)(五)(四)(三)(二) 審査基準日の属する事業年度の前年度の決算における自己資本の額 審査基準日の属する事業年度の直前二年間における年間平均売上高 審査基準日の前日における事業に従事する職員の数 審査基準日の属する事業年度の前年度の決算における工具器具備品の所有状況

審査基準日の前日までの営業年数

の額で除して得た数値を百分率で表したものをいう。) 審査基準日の属する事業年度の前年度における流動比率(流動資産の額を流動負債

第十三条の二に規定する危険物取扱者免状の交付を受けた者をいう。)の数 審査基準日の前日における危険物取扱者(消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)

令第三十二号)第六十二条に規定する免許の種類が特級ボイラー技士、一級ボイラー 九号) 第四条に規定する電気工事士免状の交付を受けた者をいう。) の数 技士又は二級ボイラー 技士のいずれかである免許証の交付を受けた者をいう。) の数 審査基準日の前口におけるボイラー技士 (労働安全衛生規則 (昭和四十七年労働省 審査基準日の前日における電気工事士(電気工事士法(昭和三十五年法律第百三十

免状の交付を受けた者をいう。) の数 審査基準日の前日における消防設備士(消防法第十七条の六に規定する消防設備+

> (±) 規定する消防設備士資格者免状の交付を受けた者をいう。)の数 必要な知識及び技能を修得することができる講習(昭和五十年消防庁告示第一号)に 審査基準日の前日における防災センター 要員講習受講者 (消防計画に定める防火上 審査基準日の前日における消防設備点検資格者 (消防設備点検資格者となるために

消防庁告示第十号)に規定する受講修了証の交付を受けた者をいう。)の数 必要な教育に関する事項のうち防災センター要員に対するものを定める件(平成六年

病院に係る設備運転管理業務実績

申請書類用紙及び資格審査申請要領の交付期間及び場所

交付期間及び交付時間

交付場所 交付時間 二四口に同じ交付期間 二四イに同じ

五 入札参加資格の登録の有効期間

島根県出雲市姫原四丁目一ノー

島根県立中央病院事務局総務課とする。

六 資格審査の結果の通知等 資格を認定されたときから平成十七年二月二八日までとする。

六十二年島根県告示第二百十一号) 第六条及び第八条から第十条までの規定の例によ 庁舎の清掃業務及び警備業秘の委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱 (昭和

資格審査の結果の通知、中請書の記載事項の変更届及び資格の認定の取消しについて

七 入札に参加できない者

者及び破産者で復権を得ない者 特別の理由がある場合を除くほか、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない

ない者 (その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を 次のイからへまでに該当すると認められる者でその事実があった後二年間を経過し

量に関して不正の行為をした者 契約の履行に当たり、故意に物品の製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数

公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益

П

正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

営業に関し、許可等を必要とする場合において、これを受けていない者 履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者 イからホまでのいずれかに該当する事実があった後二年を経過しない者を契約の

島根県税を滞納している者

消費税及び地方消費税を滞納している者

二〇 - 六四三五) にすること。

島根県告示第千八十号

の指定をするので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により保安林

平成十四年十二月二十四日

島根県知事

保安林の所在場所

立木の伐採の方法

を得るために連合した者

落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当た

り、職員の職務の執行を妨げた者

提出書類に故意に虚偽の事実を記載した者

資格審査についての問い合わせは、島根県立中央病院事務局総務課 (電話〇八五三 -

澄 田 信 義

簸川郡多伎町大字奥田儀一三三二の二一、大字口田儀一八〇六の一、一八〇八、二一

指定施業要件

八八の一、二二八八の二、大字小田二七二八の一

指定の目的

土砂の流出の防備

指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、定めない

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

間伐に係る森林は、 次のとおりとする

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び関係町村役場に備え置いて

主伐は、択伐による

2 町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び多伎町役場に備え置いて縦

覧に供する。)

島根県告示第千八十一号

の指定をするので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十五条の二第一項の規定により保安林

する。

平成十四年十二月二十四日

島根県知事 澄 田 信

義

保安林の所在場所

五九三五の六、五九三五の九、六一四〇、 能義郡伯太町大字下十年畑六四〇の一、八束郡八雲村大字熊野五九三三、 六一四一の三、六一四二の一、六一四二の 五九三四、

二、六一四五、 六一四六、六一五一の二

二指定の目的

水源のかん養

信

信

義

県

根

(7)

事業の認定をした理由

め法第二十条第一号の要件を充足するものと判断される。 第三条第三十一号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する庁舎等」に該当するた 土地収用法第二十条第一号の要件への適合性について 市分庁舎整備事業(以下「本件事業」という。)は土地収用法(以下「法」という。)

(2) 土地収用法第二十条第二号の要件への適合性について 起業者は一般会計により既に財源措置を講じていることから、法第二十条第二号の

要件を充足するものと判断される。

(3) のである 土地収用法第二十条第三号の要件への適合性について 本件事業は、 出雲市中央部の今市町内に出雲市役所の分庁舎を整備しようとするも

失われる利益は軽微であると考えられる。 量した結果、それらの要件をもっともよく満たすものを採用していること等から、 あるので、本件事業により得られる利益は大きいと考えられる。 の提供に支障を来している。本件事業の施行によりこれらの大幅な改善が可能で ではその周辺の状況から、増改築を行える余地はなく事務の執行や行政サービス より事務室・会議室・駐車場等の狭隘化が進んでいる。しかし庁舎の存する敷地 他方、起業地の選定に当たり社会的条件、技術的条件及び経済的条件等を比較衡 現在の庁舎は、近年の、行政サービスの多様化、業務量の増加、組織改編等に

業については、得られる利益が失われる利益に優越していると認められる。 また起業地は、庁舎の規模、利用目的等から勘案し必要最小限の範囲と認められ で述べた得られる利益とで述べた失われる利益と比較衡量した結果、 本件事

よって本件事業は法第二十条第三号の要件を充足するものと判断される。

土地収用法第二十条第四号の要件への適合性について

備が進められているが、法定合併協議会が設置されると、事務を行う職員・事務機 ら十二月に設置予定の法定合併協議会のため、任意により設置した合併協議会で準 の拡大、行政サービスの充実等の目的のため、 本件事業が計画されている出雲市を含む二市五町では、 合併を目指している。 本申請以前か 財政基盤の強化、 定住人口

> 器等が増加し、 現在の市役所庁舎では対応できない

は対応できない かし、備え付けるためにはまとまった広さの部屋が必要であり現在の市役所庁舎で いるが、煩雑化する事務を処理するため、新たな電算システムの導入を決めた。し また、出雲市を含む一市三町は、 一部事務組合方式により介護保険の事務を行って

体も出雲市内にこれらの執務室の設置を望んでいる。 出雲市は、古くから周辺地域の政治・経済・文化・交通の中心であり、 関係自治

さらに出雲市には芸術・文化活動を行う屋内施設が不足しており、住民は多大な

用する公益上の必要があると認められ、本件事業は法第二十条第四号の要件を充足 不便を被っている。 以上のことから考え、本件事業は早急に施行されるべき事業と認められ、

土地を収

結論

すると判断される。

される。 (1)から(4)で述べたとおり、本件事業は法第二十条各号の要件を充足するものと判断

以上のことから、本件事業を法第二十条の規定に基づき、事業の認定をするもので

ある。

五

出雲市役所 土地収用法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

島根県告示第千八十五号

の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第五十九条第一項の規定により、都市計画事業

平成十四年十二月二十四日

島根県知事 澄 田 信 義

施行者の名称

= 都市計画事業の種類及び名称

(8) Ξ 出雲都市計画公園事業 二・二・五号

平成十四年十二月二十四日から 事業施行期間 宮の前公園

平成十六年三月三十一日まで

兀

事業地

出雲市今市町字塚根地内

(一) 収用の部分

なし 使用の部分

(=)

公

告

号イの規定に基づき、使用者委員及び労働者委員の候補者の推薦期間を次のとおり定める。 なるので、労働委員会委員の推せん方法 (昭和三十五年島根県告示第五百六十二号) 第三 第三十八期島根県地方労働委員会委員は、平成十五年四月二十七日をもって任期満了と 平成十四年十二月二十四日

島根県知事 澄 田 信 義

推薦期間 平成十五年一月二十八日から同年三月二十八日まで

業の一部の停止を命じたので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十八条第三項の規定に基づき、次のとおり営

島根県知事 澄 田 信 義

処分をした年月日

平成十四年十二月二十四日

平成十二年十二月十三日

- 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
- 1 処分を受けた者の商号

有限会社 鎌田建設

- 2 主たる営業所の所在地 浜田市相生町三九一三
- 3 代表者の氏名

鎌田賢二

4 許可番号

島根県知事許可 (般•特 - 一二) 第三 | 三六号

処分の内容

Ξ

停止を命ずる営業の範囲

共法人 (地方公共団体を除く。) 又は建設業法施行規則 (昭和二十四年建設省令 土木一式工事の営業のうち、次のいずれかに該当するもの 国 地方公共団体、 法人税法 (昭和四十年法律第三十四号) 別表第一に掲げる公

(2) 第十四号)第十八条に規定する法人が発注者であるもの。 その建設費について国又は地方公共団体の補助金等の交付を受けているもの (1)

に該当するものを除く。)

付する給付金でこれらに類するものをいう。) 規定する補助金及び同条第四項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交 (「補助金等」とは、補助金等に係る予算の適正化に関する法律第二条第一項に

2

平成十二年十二月二十日から平成十三年二月二日まで

間は、平成十四年十二月十四日から平成十五年一月十六日まで) (ただし、松江地方裁判所から執行停止の決定があったため、 執行停止解除後の期

処分の原因となった事実

競売入札妨害事件

四

式会社倉本組の代表取締役、 目的で談合したことにより、平成七年三月十四日に松江地方裁判所から懲役六月(執 おける他の入札参加者と共謀の上、公正なる価格を害し、かつ、不正の利益を得る に係る特別養護老人ホーム建設造成工事の指名競争入札に際して、首謀者である株 有限会社鎌田建設の元代表取締役は、平成四年七月十三日に執行された浜田市発注 有限会社朝日建設の代表取締役とともに、上記工事に

その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算 選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、 を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) 三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一 地方自治法第八十条第一項の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の 一六八、一一六

行猶予二年)の判決を受け、平成十一年六月十六日最高裁判所決定により、その刑

四 四 四 五、三七〇 五六四 五四 六九〇 〇 四

四 ξ ţ Ę 巜 九四〇 _ 四 八五七 四六二

四 Ę ţ 九八六 〇 八 一 九九七 五 〇

兰 一二、二六七 八三〇

 \equiv 四 <u>-</u>0 七三八 五八

一七四

_	平成14年12月24日	島	根	県	報	第1,431号 (10)
平成十四年十二月二十四日発行平成十四年十二月二十四日印刷						一六八、一一六に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)を乗じて得た数とで得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)の 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項の規定による選挙権を有する
発 行 者						刀に三分の一数が四十万
島						を超え _る を乗じ
根						て得た数と 一項の規定 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――
県						一六八、一六八、一六八、一六八、一六八、一十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二
印発 行 刷所						- 数 え - 数) る - 六 数 る
松江市学園南州松江市殿町						
松陽印刷所島根原疗						
定価一箇月(金二千四百二十円(送料共)						